

# グイグイ新聞

## こつそり知って得する！ 経営力向上計画

経営力向上計画とは

平成27年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業を対象に認定する「経営力向上計画」のことです。

認定を受けると固定資産税の軽減措置があります。生産性を高めるために機械装置の取得や設備投資をしたときに原則3年間にわたって固定資産税が半分に なります。

### 固定資産税が50%

具体的には機械装置

なら160万円以上・器具備品・工具なら30万円以上・建物附属設備なら60万円以上の設備の導入より生産性が1%以上向上するなど細かい条件がありますが固定資産税は、赤字企業でも納付しなければならぬ税金ですのでそのメリットは大きいです。

その他のメリットとしては①日本政策金融公庫のスタンドバイクレジットの信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大②ものづくり補助金の加点対象にもなっています。

計画書の内容は

フォーマット用紙

(経産省の経営力向上計画をダウンロード) して自社の概要、現状の認識、課題、経営力向上の目標とそれを実現するための計画を認定申請書の様式に沿って記入をします。

### 申請だけでも可

今すぐ設備や機械を導入する予定がなくても申請は可能です。設備の導入が決まったら所管する窓口で計画変更届を提出します。



### 計画のコツ

まずは自社の強みやウリとなるものを把握することです。漠然と考えるのではなく「なぜお客様が自社にご注文をするのだろうか？」を考えることで、過去の実績を見つめ直し、脈のある経営方針にまとめ、その過程で財務上の数値と強みなど非財務的な要素と関連づける。

経営状況の認識は具体的かつ数値でどのようにになっているかを示す。現状の問題点を浮き彫りにする。最後に出来上がった計画を家族に読んでもらう。

2017年 秋版  
編集責任者：仲下聖治  
オフィスなかした  
中小企業診断士事務所  
(経営革新等認定機関)  
豊中市東泉丘  
090-3979-2041



小さな会社のヒト・モノ・お金・事業を  
バックアップして時間と利益と安心感をお届けします！

豊中 ときメキ！ きらメキ！ はたメキ！

### 豊中の専門家ネットワーク「とよメキ」が誕生

◆税理士、弁護士、社労士、不動産鑑定士、行政書士、中小企業診断士が  
創業から売上アップ 税金対策 資金調達、事業承継、不動産の評価  
労務、助成金、法律、訴訟、許認可の申請まで  
ワンストップで極め細かく、スピーディに対応します。

「とよメキ」はあなたの会社の経営戦略室としてご利用ください。

とよメキメンバー

- ◆ 深田寿 税理士
- ◆ 西村宏 弁護士
- ◆ 柿野元博 社労士
- ◆ 中塚新一 不動産鑑定士
- ◆ 山田篤臣 行政書士
- ◆ 仲下聖治 中小企業診断士